



◇☆☆◇☆☆◇ 出生届を出された方へ ◇☆☆◇☆☆◇



❖ 出生届を出された方は、下記の手続きが必要となります。平日の午前8時30から午後5時15分までに手続きをされるようお願いいたします。詳細は担当課にてご説明します。

手続き等	必要なもの	摘要	担当課・係	
①母子健康手帳への証明 	・母子健康手帳		市民課 〔庁舎2階〕	戸籍係 23-8705
②出産育児一時金	・国民健康保険資格確認書等 ・出産費用明細書・領収書 ・世帯主名義の預金通帳 ・医療機関直接支払制度合意文書	*国民健康保険の加入者で、海外出産や自宅出産など <u>直接支払制度</u> を利用していない方のみ。	国保年金課 〔庁舎2階〕	国保年金係 23-8857
③国民年金保険料の産前産後期間免除	・別世帯の子の場合、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類	*国民年金第1号被保険者 ※任意加入をされている方は対象になりません。		
④国民健康保険税の産前産後期間免除	・母子健康手帳	*国民健康保険の加入者 ※妊娠 85 日（妊娠 12 週）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。		賦課係 23-1120
⑤児童手当 ※公務員は、職場での手続きとなります。	・資格確認書等（請求者の資格確認書等） ・請求者名義預金通帳（父母のうち生計の中心を担う方名義） ・マイナンバーがわかるもの（請求者・配偶者）	*児童手当は請求月の翌月から支給になります。 *請求が遅れると遅れた分の手当が受けられませんので <u>ご注意ください。</u> *月の後半に誕生した場合は、出生日の翌日から15日以内に <u>請求いただくと、出生月の翌月から支給となります。</u>	こども支援課 〔庁舎3階〕	給付係 23-8932
⑥こども医療費助成	・預金通帳（出生児と同居の保護者名義） ・資格確認書等（加入予定の資格確認書等）			
⑦子宝祝金（第3子以降）	・請求者名義預金通帳（父または母）	*第3子以降の出生時に、請求者の住所が3か月以上大田原市にあること。 *出生児を含む3人以上の児童を養育していること。		
⑧産婦・新生児訪問 低体重児出生届出書	・母子健康手帳	*出生児全員		母子健康係 23-8634
⑨予防接種のお知らせ 	・母子健康手帳	*出生児全員	健康政策課 〔庁舎3階〕	健康政策係 23-8975
⑩保育所等	・入所申込書控え ・本人確認書類	*出生前に保育所等の申込をされた方	保育課 〔庁舎3階〕	保育係 23-8769

※湯津上支所総合窓口課（電話 98-2111）、黒羽支所総合窓口課（電話 54-1112）でも手続きいただけます。

※大田原市以外のご住所の方につきましては、②、③、④、⑤、⑥、⑨、⑩の手続きは住所地の市区町村の役所でご確認ください。

